

会員数 484  
男 374  
女 110  
26.1.1現在

会員の皆様へ  
**事務局だより**  
第55号 26.1.10発行

公益社団法人  
香芝市シルバー人材  
センター事務局  
TEL 79-6601  
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

## 新年のご挨拶

理事長 杵村喜芳



会員の皆様、新年あけまして  
おめでとうございます。

新しい年を迎えまして、当セ  
ンターと致しまして更なる

発展の年となるよう、国・県及び香芝市ご当局や関係  
機関の皆様の暖かいご支援を賜りながら役職員共々努  
力を行っていく所存でございます。

さて、昨年末には、日経平均株価が一万六千円台と  
なり、「アベノミクス」効果で日本の経済も回復基調に  
あります。しかし、今年4月には消費税（8%）への  
引き上げが決定しており、経済の失速が懸念されるこ  
ろであります。このような中、我々当センター会員  
がしっかりと足元を見つめて、役職員は普及啓発活動  
と事業拡大を図り、会員諸氏の就業機会が増えるよう  
に努力して行く必要があると考えます。

会員の皆様には、シルバーの基本理念「自主・自立・  
共働・共助」を基に、安全就業とご自身の健康管理に  
ご留意戴き、当センターの自慢である「誠実で丁寧」  
なお仕事で、皆様に「喜びと信頼」を戴けるセンター  
で有る様、御協力をお願い申し上げます。

本年が会員皆様、ご関係各位に最良の年となります  
様心から祈念させて戴き、新年の挨拶と致します。

### ◎役員会（理事会・监事会）の

#### 開催状況について

平成25年度第6回役員会が11月27  
日、当センター会議室で理事・監事が  
出席して次のとおり開催されました。  
議案

①正会員入会申込者の承認について  
入会申込者11名(男6名・女5名)  
②公益社団法人香芝市シルバー人材  
センター会費規程による会員の会  
費免除について

《免除理由…就業中の事故で現在も意  
識不明の状態が続いている会員に  
対し会費規程に基づき当該年度の  
会費を免除するもの》

③平成25年度収支補正予算（第2回）  
案について

④文書開示事務取扱要綱を廃止する  
要綱（案）の制定について

⑤情報公開規程（案）の制定について  
《文書開示事務取扱要綱の廃止に伴  
う情報公開規程の制定》

いずれも議決・承認されました。  
なお、議案審議の後、本年度10月ま  
での事業実績等について報告があり  
ました。

◆働く喜びと社会参加の輪を拡げよう◆自主・自立・共働・共助◆安全就業

新入会の皆さんを紹介します。(平成25年12月1日入会者)

会員番号	氏名	性別	年齢	会員番号	氏名	性別	年齢
1284	中田由美子	女	62	1290	松崎守敏	男	62
1285	山田高嗣	男	63	1291	山田善紀	男	62
1286	吉本美保子	女	79	1292	松本太一	男	69
1287	高岡孝一	男	63	1293	山中啓子	女	65
1288	谷里子	女	68	1294	紀平信子	女	60
1289	西嶋壽雄	男	64	よろしく申し上げます			

【ご協力ありがとうございました】

◎社会奉仕活動について

昨年10月19日(土)「シルバーの日」に、旭ヶ丘近隣公園で清掃奉仕活動を行いました。当日は、あいにくの雨にもかかわらず、会員と役員員合わせて29名の参加により、清掃奉仕にご協力いただきました。会員及び役員の皆様、ありがとうございました。

◎香芝市「ふれあいフェスタ」への参加について

昨年11月3日(日)香芝市「ふれあいフェスタ」に出展し、PR活動やおもちや遊び等を実施しました。当日はあいにくの天候となりましたが、多数の方にご来場いただきました。ご協力いただきました会員及び役員の皆様ありがとうございました。

◎安全就業について

平成25年度における全国のシルバー人材センターでの重篤事故の状況は、11月末現在で、28件で昨年同期に比べて3件の増となって、このうち、当センターにおける重篤事故が1件

含まれております。

当センターでは、既に12月末現在で、物損事故が8件、傷害事故が2件発生しております。事故は一寸した気の緩みから起きるものです。事故を未然に防止するため、当センターが定める安全基準を必ず守って就業してください。

●安全就業基準(安全心得)

みんなで守ろう10カ条

(条項文一部省略)

- ① 作業は、安全第一、急いだり、あわてたりしない
- ② 器具類は、使用前に必ず点検を
- ③ 服装・履物は作業にあった動きやすいものに
- ④ 作業前には、軽い柔軟体操を
- ⑤ 加齢による、諸機能の低下を認識し、無理をしない
- ⑥ 現場では、常に整理・整頓を
- ⑦ 共同作業では、合図、連絡を正確に
- ⑧ 交通事故に気をつける
- ⑨ 健康な状態で就業する
- ⑩ 仕事の前日は、十分睡眠をとる

## 《 事務局からのお知らせ 》

### ◎配分金支払証明書について

配分金支払証明書は、会員の皆様が昨年中に当センターから仕事の提供を受けて就業し、センターが支払った配分金の支払総額を証するものです。

この証明書は、確定申告（税務署）や市民税・県民税申告の提出（市役所）に必要です。

### ◎配分金に係る所得税の確定申告、市民税・県民税の申告について

会員のみなさんに支払った配分金は所得税法上「雑所得」に区分され、会員各自において、**3月15日までに**確定申告をしていただく必要があります。

なお、所得税が非課税の方でも市民税・県民税については、市役所税務課へ申告してください。

#### 『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

- 1 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区分され、原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。従って、配分金収入に係る必要経費の額が65万以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除できます。
- 2 必要経費の額が65万円未満の場合は、「租税特別措置法」第27条の適用により、65万円を上限として控除できます。（ただし、収入金額を限度とします）。
- 3 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を受けられます
- 4 給与収入がある会員は、最低65万円（ただし収入金額を限度とします）の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、65万円から給与所得を控除した残額が限度です。

#### 「必要経費額が65万円未満の場合の例示」

【計算例示1】センターのある会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 52万円（うち交通費などの必要経費：10万円）
- ② 給与収入 18万円（無料職業紹介による短期就職期間の賃金）
- ③ 公的年金収入 150万円

(1) (配分金収入及び給与収入に係る計算)

650,000円（最低保障額）－180,000円（給与所得控除額）＝470,000円 [雑所得（配分金所得）分の最低保障額]

470,000円（最低保障額の残額）< 520,000円（配分金収入）→470,000 [雑所得（配分金所得）分の特例経費]

→最低保障額の残額で頭打ち

従って、この場合 520,000円－470,000円＝50,000 が控除後の所得となります。→ (A)

(2) (公的年金収入に係る計算)

1,500,000円×100%－1,200,000円＝300,000円

※割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

従って、この場合 300,000円が控除後の所得となります。→ (B)

**※ 平成23年分より、(1)の計算結果(A)が20万円以下であり、かつ控除前の公的年金収入が400万円以下であるものは、確定申告は不要となります。(この例示の場合は、確定申告不要)**

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額 (A) + (B) = 350,000円

課税所得金額 = 350,000円（所得金額）－ 380,000円（基礎控除）=（マイナスとなるので0円）→ (C)

従って、この会員の場合、課税所得がないので、確定申告の必要がありません。

**(注) 平成25年分から復興特別所得税が創設されました。**

従って、課税所得金額 (C) の計算結果がプラスとなる会員さんの場合。

課税所得金額 (C) に税率を掛けた金額（所得税額）×102.1%（復興特別所得税）＝ 納付税額 となります。

**なお、上記以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、葛城税務署にお尋ね下さい。**

○葛城税務署 TEL 22-2721

## ◎事業実績について

本年度の事業実績は11月末現在の契約金額（累計）1億4,405万円で前年度と比較して76万円、率にして0.5%の増となりました。今後も市民の皆さんに「心のこもったきめ細やかなサービス」を提供し、喜んで利用していただけるように努めましょう。

### ◇仕事別配分金実績（4月～11月）

単位：千円

区分	平成25年度		平成24年度		対前年比較			
	件数	配分金	件数	配分金	件数	%	配分金	%
仕事の区分								
技術群	0	0	2	26	△2	△100.0	△26	△100.0
技能群	1,055	18,502	1,075	20,000	△20	△1.9	△1,498	△7.5
事務群	8	148	7	107	1	14.3	41	38.3
管理群	215	46,509	214	45,953	1	0.5	556	1.2
折衝外交群	47	2,513	53	1,794	△6	△11.3	719	40.1
一般作業群	1,157	52,319	1,133	50,366	24	2.1	1,953	3.9
サービス群	86	677	78	712	8	10.3	△35	△4.9
その他	4	12	0	0	4	100.0	12	100.0
計	2,572	120,680	2,562	118,958	10	0.4	1,722	1.4

### ◇11月分の就業実績

- |           |          |           |        |
|-----------|----------|-----------|--------|
| ①月間就業実人員  | 293人     | ②月間就業率    | 61.2%  |
| ③月間配分金総額  | 16,664千円 | ④1日平均就業人員 | 130.9人 |
| ⑤1日平均就業時間 | 4.2時間    | ⑥1月平均就業日数 | 13.4日  |
| ⑦1月平均配分金額 | 56,873円  |           |        |

### ◇男女別就業実人員（4月～11月）

- ◎就業実人員 368人（男283人・女85人） 就業率 76.8%

#### 【お願い】

①平成25年度の年会費（一、二〇〇円）未納の方は、ご足労をお掛けしますが、至急に事務局までご持参ください。

年会費は会費規程で、毎年度4月中旬に納めていただくことになっていきます。会費の未納が1年以上続きますと、規程により退会したものとみなされます。これに該当した場合は、退会手続をとることになりますので、あらかじめご承知ください。

なお、病気などで納付できない事情がある場合は、ご連絡ください。

#### ②事務局へ電話をされるとき

まず、「会員の〇〇〇〇です」とフルネームを言ってください。会員とお客様との判断が難しい場合がありますのでよろしくお願ひします。

仕事中に事故や急病など緊急事態が起こったときは、必ずセンター事務局へ連絡してください。

センター事務局（79）6601